

# 令和8年度御所 I C工業団地 P R業務委託 仕様書

## 1. 業務概要

### 【1】適用

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和8年度御所 I C工業団地 P R業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 【2】本業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

### 【3】委託料

7,245,139円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 【4】目的

奈良県では、中南和地域の振興・通勤圏内での雇用機会の創出のため、奈良県が事業主体となって造成・分譲を行う「御所 I C工業団地」を整備中。

このうち、第2期企業募集対象地（以下「対象地」という。）の募集を令和8年度中に開始する予定としている。

ついでには、本業務によって対象地に立地する見込みのある製造業の企業に対象地を P Rする資料・アンケート等を送付することにより、早期に企業に分譲を図ることを目的とする。

（参考）第2期企業募集の概要

#### ○対象地の概要

所 在：御所市大字出屋敷、北十三（京奈和自動車御所 I C至近）

面 積：68,004.05m<sup>2</sup>（計画面積）

全3区画：①約0.8ha ②約2.8ha ③約3.1ha

用途地域：工業地域

#### ○今後のスケジュール（想定）※今後変更の可能性あり

申込受付期間 令和8年度中

土地引渡し時期 令和11年度以降

### 【5】業務の内容

（1）P R資料の作成 ※下記（2）に同封することを予定

（ア）内容

製造業の企業向け、対象地を P Rする資料

（イ）サイズ等

A 3サイズ 1枚（2つ折り）、両面印刷（4／4）

（ウ）紙の規格

マットコート紙 110.0kg（四六版）

（エ）印刷部数

15,000部

※実際の送付企業数に5,000を足した部数を印刷する。

（オ）校正回数

2回

（カ）WEBデータ

PDFデータ（高解析度、低解析度（3MB以内））、イラストレータ等データ

（キ）デザイン

デザインは乙から甲に提案し、甲乙協議のうえ決定する。

デザインに必要となる素材等は必要に応じて甲から乙に提供する。

（ク）その他

奈良県HPの新設、改修は除く。

（2）製造業の企業へ向けたPR兼アンケート調査

（ア）調査対象企業 10,000社以上

対象地に立地する見込みのある製造業等の企業

※調査対象企業は、第2期企業募集の概要や企業の立地見込み等を踏まえ、委託業務開始後、甲乙協議のうえ決定する。（第1期企業募集の状況によっては、第1期企業募集・第2期企業募集の募集条件をふまえて決定することがある。）

※乙が有するノウハウやネットワークを活用し、工場立地意欲の高い企業を把握するための実施手法を提案すること。また、工場立地検討担当部署へ確実にアンケートを届けるための効果的な実施手法を提案すること。

※調査対象企業の決定にあたっては、複数業種で、かつ各業種の社数を甲が指定する場合がある。（例：製造業7,000社、運輸業3,000社等）

※調査対象企業数は目安であり、企業数を増やすことが可能な場合は提案すること。

（イ）調査方法等

①乙は甲との協議のうえ、次の書類を同封して発送する。なお、発送用の封筒は角形2号（A4判の用紙が入る大きさ）とする。

i. 送り状（A4判白黒片面1枚）

ii. 調査票（A4判白黒両面1枚）

iii. 上記（1）で作成したPR資料

iv. その他資料1種類（封入する資料は甲が提供する。）

v. 返信用封筒（長形3号）

※送り状及び調査票にかかる原稿は、乙が作成し、甲の承諾を得るものとする。

※発送用及び返信用封筒の紙質は問わないが、封入物が透けず、発送・返信に耐えられるものであること。

※調査対象企業の所在地等の情報については、乙が収集するものとする。

- ②調査票の回答にあたっては、書面での回答の他、WEB回答が可能とすること。
- ③調査票発送日は、令和8年6月頃を目途とする。
- ④回収期限は、発送より1ヶ月程度を目処とする。
- ⑤立地意欲のある企業のアンケート結果については、速やかに甲に提供すること。
- ⑥調査票の返送先は、乙とする（返送及び回収に要する費用は乙の負担とする）。
- ⑦立地意欲が高い企業からの回収率の目標を提案すること。また、回収率の目標を達成するための具体的な実施手法を提案すること。
- ⑧アンケート先企業から甲の指定する内容（例：アンケート先企業から、甲の企業訪問を了承する内容とするもの等）の回答があった場合は、随時甲にその回答内容及び（3）の（イ）に記載する報告書を提供するものとする。甲の指定する内容については、委託業務開始後に甲乙協議のうえ決定する。
- ⑨上記調査方法等は甲の想定する方法であり、より効果的な調査を実施するための実施手法がある場合は、提案を行うこと。

### （3）企業情報の提供

上記（2）の結果等を踏まえ、次に記載する報告書を甲の指定する時期に甲に提供する。

#### （ア）企業詳細情報報告書

甲乙協議の上選定された企業の詳細な情報を収集することを目的とし、10社以上の企業詳細情報（企業の経営内容について、経営者等へのヒアリングなどの実地調査と、登記簿や決算書などの書類により総合的に調査した結果報告書）の提供

#### （イ）企業概要報告書

（2）で実施したアンケートで回答のあった企業等について、県が企業訪問や連絡を行う際の情報収集等を目的とし、甲乙協議の上選定された企業100社以上の企業概要（業種、設立年、資本金、売上高等の企業概要、経営者属性、仕入先及び販売先等の取引情報等）の提供

## 【6】打ち合わせ協議

業務の打ち合わせは、業務着手時及び業務中間時、最終成果品納入時の計3回以上は対面で行い、必要に応じて随時行う。

## 【7】成果物の納品

(1) 成果物及び提出部数は次のとおりとする。

(ア) 報告書（印刷物2部、Windowsで読み取り可能な電子データ（CD-R等））

(イ) アンケートデータ（「Microsoft Excel」で読み取り可能な電子データ（CD-R等））

※乙は回答データについて、単純集計及びクロス集計をし、グラフ・集計表を作成するとともに、結果を分析する。なお、集計内容等については、協議の上で決定するものとする。

※回答のあった企業の集計後のデータについて、令和8年8月頃までに甲へ提出するものとする。（詳細な時期については甲乙協議のうえ決定する。）

(ウ) 回答のあった調査票原本

(エ) PRペーパー5,000部（アンケート調査で企業に送付するものを除く。）

PDFデータ（高解析度、低解析度（3MB以内））

イラストレーターデータ（編集可能なデータ）

※上記は、企業へPR資料を発送してから1か月以内に甲に納品するものとする。

(オ) 企業詳細情報報告書、企業概要報告書

(2) 調査結果について最終報告書を作成し、報告のうえ、上記（ア）、（ウ）とともに提出する。納期は令和9年3月26日（金）までとする。

(3) 納入場所は、奈良県産業部産業創造課とする。

## 2. その他（留意事項）

(1) 本仕様書は、令和8年度御所IC工業団地PR業務委託に適用する。

(2) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、乙の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(3) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として乙の負担とする。

(4) 乙は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。

(5) この契約の履行により生ずる著作権（但し、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を含む。）その他の知的財産権は、県に帰属するものとする。また、県及び県から使用することを認められた第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。（納品後、県が独自に加工、コピーし、県ホームページや

SNS等に使用、製本及び印刷等を行い、公表できるものとする。乙は県の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。）

なお、乙は、第三者の著作物を使用する場合、県が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(6) 乙は、業務の処理を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、業務の処理の一部について、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、第三者に委託することができる。このとき、乙は、委託先の行為について全ての責任を負うこと。

(7) 成果品の提出場所は、奈良県産業部産業創造課とする。

(8) 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(9) 乙は、別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に関する遵守事項を理解した上で受注すること。

(10) 本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

### **3. 発注課**

奈良県産業部 産業創造課 産業用地・脱炭素係

TEL:0742-27-8819

Mail : sangyo@office.pref.nara.lg.jp

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。